



個室ユニット推進協ニュース

特集 社会福祉法人制度改革の本格施行に向けて

【発行】一般社団法人全国 個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

	現行	改正後	
評議員会	位置付け	諮問機関 (原則)	法人運営に係る重要事項の議決機関 (役員を選任、解任等)
	設置義務	任意設置 ※1	必置
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※2	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※3
	員数	13名以上 (理事の定数 (6名以上) の2倍を超える数)	7名以上 (理事の員数 (6名以上) を超える数) ※4
	理事との兼務	可能	不可
	親族等特殊関係者の制限等	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限 (理事と同様)	各評議員・各役員について、特殊関係に当たらない者 ※5
選任方法	理事会の同意を得て、理事長が委嘱	定款で定める方法 (例: 委員選任・解任委員会) によって選任 ※6	

- ※1 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている
- ※2 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい
- ※3 法人において、上記の者として適正な手続きにより選任されるものであれば、特段の制限はない
- ※4 経過措置の対象法人 (H27年度収益が4億円以下の法人とする予定) は3年間4名以上
- ※5 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
- ※6 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

出典: 評議員・評議員会の改正のポイント
社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料
(厚労省社会・援護局福祉基盤課)

施行に向けた留意事項
(経営組織の見直し)

社会・援護局福祉基盤課が、都道府県などに対して6月20日に通知した「制度改革施行に向けた留意事項」(全47項目)の概要を説明した。以下、資料「留意事項」に関するFAQを参考にポイント(抜粋要約)をまとめた。詳細は厚労省HP等でご確認ください。

◆評議員・評議員会

Q 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。
A 理事会において決定することが適当である。

Q 理事、評議員は評議員選任・解任委員になれるのか。
A 理事、評議員は評議員選任・解任委員になれるのか。

Q 評議員会の牽制関係の機能を働かせるため、認められない、適当ではない。
A 現職の理事が評議員に就く場合、理事を辞職しなければならぬのか。
A 評議員会は理事会の牽制機能であり、辞職する必要はない。

Q A法人の評議員はB法人の評議員になれるか。
A 人数に関係なく兼務可能。 ※図1参照

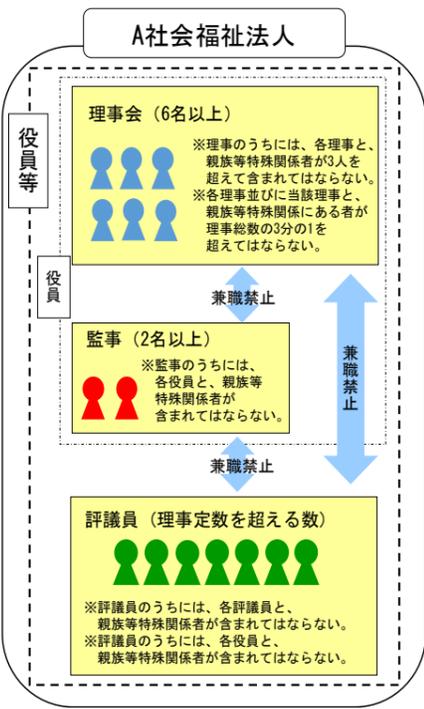
Q A法人の評議員にはB法人の役員や職員が就任できるか。
A 兼務可能だが、A法人の評議員の過半数をB法人の役員が占める場合は不可。 ※図2、3、4参照

Q 共同評議員会の開催は可能か。
A 法人ごとに設けるが、他の法人評議員会と同一構成は可能。時間帯の区分が必要。

施行に向けた留意点を説明
定款例案を示し、周知徹底を促す
社会福祉法人改革施行で全国会議

厚生労働省は7月8日、社会福祉法人制度改革の平成29年4月本格施行(一部施行済み)を前に、省内で全国担当者説明会を開いた。この中で厚労省は改革に向けた留意事項(経営組織見直し)のほか、「定款例案」「控除財産対象」「地域における公益的な取組」「財務諸表等開始システム概要」などについて説明し、都道府県などに介護事業者への周知徹底を促した。

社会福祉法人役員等図

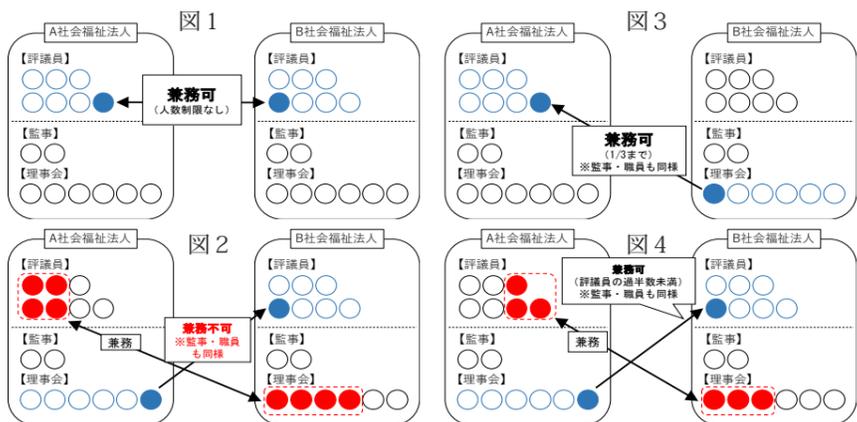


出典: 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料
(厚労省社会・援護局福祉基盤課)

◆役員

Q 理事の任期を2年とする定款の規定は許されるか。
A 年度末の臨時評議員会で選任する

評議員における特殊関係者
出典: 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会(厚労省社会・援護局福祉基盤課)資料



Q 軽微な定款変更でも評議員会の開催、決議が必要か。
A 評議員全員から書面や電子メールで同意を得れば開催しないことは可能。

定款例(案)

制度改革が必要とされる社会福祉法人定款の変更について厚労省は定款例案(6月20日通知)を基に説明し、都道府県などに対して法人への積極的な働き掛けを促した。

定款例案は、「総則」「評議員」「評議員会」「役員及び会計監査人並びに職員」「理事会」「資産及び会計」「解散」「定款の変更」「公告の方法その他」の9章からなり、評議員会を理事会の牽制機関と

◆報酬

Q 職員給与と評議員に報酬を支給しなければならないのか。
A 支給基準に無報酬であることを定めれば、無報酬でもよい。

Q 職員給与を受けている理事が1名であっても区分ごとの報酬の公表が必要か。
A 職員給与の総額を公表しても差し支えない。

◆会計監査人

Q 役員、職員、評議員は会計監査人になれるのか。
A 現在、過去1年以内に法人にかかわっていた者はならない。

Q 法人の委託で記帳代行している公認会計士は同時に会計監査人になれるか。
A 自己点検に該当し、適当ではない。

Q 非常勤理事や評議員に報酬を支給しなければならないのか。
A 支給基準に無報酬であることを定めれば、無報酬でもよい。

Q 職員給与を受けている理事が1名であっても区分ごとの報酬の公表が必要か。
A 職員給与の総額を公表しても差し支えない。

と、理事の任期を延長することになり、適当ではない。
顧問税理士または顧問会計士は監事になれるか。
A 監査する立場から適当ではないが、法律、経営アドバイザーとして契約することは可能。

今年10月	社会福祉法改正の施行に伴う政令 (会計監査人基準など) 社会福祉法改正の施行に伴う省令 (内部管理体制整備など) 社会福祉法人の認可について局長通知 (審査基準、定款準則など) 課長通知 (法人審査要領) 社会福祉法人会計基準通知 社会福祉法人の入札契約等の取り扱い通知
11月末ごろ	社会福祉法人制度改革の施行準備進捗状況調査 (第1回)
来年1月末ごろ	社会福祉法人制度改革の施行準備進捗状況調査 (第2回)
3月	社会福祉法人指導監査要綱の制定に関する通知
4月	社会福祉法人制度改革・本格施行
以降	新評議員による定時評議員会を開催 (決算、新役員など)

今後のスケジュール

して位置付けたり、一定規模以上の法人に対して会計監査人の設置を義務付けたりするなどして、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性強化、財務規律の強化を目指す。また公益的な取組を盛り込むよう求めた。

「公益的な取組」については、①社会福祉事業または公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること②日常生活または社会生活上の支援に対する福祉サービスであること③無料または低額な料金で提供されること④3点を満たすことを条件とした。

(注)「会計監査人の設置が義務付けられる一定規模以上の法人」と「控除対象財産の算定方法」については、社会福祉審議会福祉部会の「社会福祉法人の財務規律の向上に関する検討会」が近く意見をとりまとめる。厚労省は同検討会で会計監査人設置法人について「サービス活動収益10億円以上(当初10億円からの段階的導入を示唆している)、負債20億円以上の法人」としている。